

# きゅうでんガス機器サポート ご利用規約

## 第1条 総則

- 九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「きゅうでんガス機器サポート」（以下「本サービス」といいます。）の対象者は、当社と家庭用のガス使用契約（以下「ガス使用契約」といいます。）を締結され、かつ住居用にガスをご使用されるお客さま（以下「利用者」といいます。）とします。
- 本サービスの提供事業者はイワタニ九州株式会社（以下「提供会社」といいます。）とします。なお、利用者は、提供会社がその業務の全部または一部を第三者（以下「協力会社」といいます。）へ委託することを承諾することとします。（以下提供会社および協力会社をあわせて「提供会社等」といいます。）

## 第2条 個人情報の取扱い

当社は利用者から本サービス利用の申込時に、利用者よりご提供いただいた個人情報を含む情報および当社と利用者とのガス使用契約締結時等により既にご提供いただいている個人情報を含む情報を、保管、使用および処理の上、本サービスを提供します。

なお、当社は、本サービスの提供にあたり必要な範囲で提供会社等へ個人情報を提供し、利用者は本サービス利用時にこれに同意することとします。

## 第3条 サービス内容

本サービスは、利用者が使用する家庭用ガス消費機器に故障（故意によるものを除く）が発生した場合、利用者からの依頼に基づき、提供会社等の作業員が訪問し、部品代を除く費用（出張料および技術料）について無償で修理をするものとします。なお、部品代については利用者の負担とします。

## 第4条 サービスの提供時間

サービスの提供時間は以下の通りとします。

	対応時間	対応者
受付	24時間 365日	当社コールセンター
訪問	平日：9：00～19：00 土曜日：9：00～17：00 15：00までの受付で当日訪問します。	提供会社

なお、上記時間外および日曜日、祝日は訪問しません。ただし、協力会社の訪問時間についてはこの限りではありません。

## 第5条 サービスの適用除外

- 利用者は、本サービスの提供において、天候、災害、戦争、騒乱、内乱、封鎖、暴動、テロ行為、公衆の騒乱、伝染病、労働者の争議行為などのやむを得ない事情により、当社または提供会社等がお客さまを訪問することができない場合があることに予め同意することとします。
- 当社は、利用者が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業・団体、総会屋、その他これらに準ずる者に該当すると当社が判断した場合、本サービスの提供をお断りします。

- 利用者が当社との間で別途締結するガス使用契約に係るガス使用料金について、その支払期日を超過してなお支払われない場合、本サービスの提供をお断りします。
- 当社または提供会社を経由せずに修理を依頼された場合、本規約第3条に規定する無償修理の対象外となります。
- 利用者は、以下に定める場合、修理ができないことに同意するものとします。
  - 修理に必要な部品を調達できない場合
  - の他機器の状態または故障の状況により提供会社等にて修理不能と判断した場合

## 第6条 損害賠償の免責

当社の債務不履行または不法行為により本サービスに関連して利用者に損害が生じた場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社は通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害は含みません。）の範囲内で、責任を負うものとします。

## 第7条 サービス提供の終了

- 当社と利用者との間で別途締結するガス使用契約がその理由の如何を問わず解約となった場合、当社は、本サービスの提供および本サービスに係る契約を終了します。
- 提供会社等の都合により本サービスが提供できなくなった場合、当社は利用者事前に通知した上で、利用者の同意を得ることなく本サービスの提供を終了できるものとします。

## 第8条 規約の変更

- 当社は、当社都合により、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。
- 当社は、本サービスの変更等のお知らせを行う場合、当社のホームページへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

## 第9条 準拠法

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。

## 第10条 合意管轄

利用者当社との間で本サービスまたは本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡高等裁判所管内の地方裁判所または簡易裁判所（ただし、沖縄県内の裁判所は除きます。）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第11条 供給条件等の準用及び誠実協議

本規約等に記載のない事項および疑義を生じた事項のうち、ガス供給条件、使用契約条件等（以下「供給条件等」といいます。）に規定のある事項については、供給条件等を準用するものとし、供給条件等に規定のない事項については、法令及び社会通念上適当とされる規範や慣習に従うほか、その都度、利用者当社との誠実な協議によって定めるものとします。

以上